

生活のきまりについて

1 基本的な方針

- (1) 日々の生活にけじめをつけ、生徒相互の交流を深め、中学校生活を円滑に送るためにきまりを設ける。
- (2) 基本的な生活のきまりについては、以下のとおりとする。

2 頭髪

- 公の場(高校受験や就職先面接等)に行くのにふさわしい清潔感のある髪型、かつ、髪の毛が顔や目にかからない等、学校生活や学習に支障がないような髪型とする。
 - ・髪が肩にかかるようならゴムで結ぶ。(ヘアゴムは紺・黒・茶のみ可とする。)
 - ・髪の毛が、顔や目にかかる場合は、ピンでとめる。(ピンは、飾りが無いものを使用し、紺・黒・茶とする。また、大きさについては、公の場に行けるものであれば可とする。)
 - ・染色、脱色をしない。
 - ・整髪料の使用はしない。
 - ・眉毛は必要以上に手を加えない。

3 服装

- (1) 本校指定の標準服AまたはBを着用する。衣替えは移行期間を設け、6月・11月頃に行う。

A・黒の詰襟学生服上下

- ・白のワイシャツ
- ・無地の黒ベルト
- ・靴下

※夏期は、上着を脱いだ状態とする。

B・本校指定の紺のブレザー・ベスト

- ・白のワイシャツまたはブラウス
- ・スカートまたはスラックス
- ・靴下

※夏期は、ブレザーを脱いだ状態とする。

標準服着用時の注意点

- ①スカートは膝頭が隠れる長さとする。
 - ②ワイシャツ・ブラウスの裾は上着等から出さない。
 - ③ブラウスのボタン、ワイシャツの第二ボタンは開けない。
 - ④靴下は、無地(ワンポイント可)で、色は、白・黒・紺・グレーとする。くるぶしが完全に隠れる長さのものとする。
 - ⑤校内では名札をつける。
 - ⑥装身具はつけない。
- (2) 登下校時の服装については、標準服を原則とする。
 - (3) 授業中の服装については、標準服を原則とする。
 - (4) 清掃時の服装については、体育着・ジャージを原則とする。
 - (5) 体育着・ジャージ着用授業に挟まれている1時間の授業は、担当の先生の許可があればそのままの服装で授業を受けてよい。(例.①体育 ②国語 ③美術 の場合の②国語)
 - (6) 熱中症予防期間は、体育着で生活してよいこととする。
 - (7) 防寒について
 - ①コートは無地を基本として、黒・紺・グレー・茶系統とする。ウインドブレーカーの着用可
 - ②セーター、カーディガンの着用可。無地(ワンポイント可)の黒・紺・グレー等とする。上着の下に着用し、袖や裾からはみ出さないようにする。
 - ③防寒下着の着用可。色は、白・黒・紺系統とし、見えないように着こなすこと。
 - ④タイツ・レギンスは、無地で、色は紺・黒とする。
 - ⑤授業中の着席時、ひざ掛けの使用可。

4 靴

- (1) 上履き

① 学年カラーのついた、学校で指定されたシューズを履く。

(令和6年度は1年生・赤 2年生・青 3年生・緑)

② 靴ひもを結び、かかとを踏まない。

- (2) 外履き

運動に適した体育の授業で使用できる靴(紐あり)を履く。

(紐のないものやスニーカー、ハイカットの靴は、体育の授業に適さない。)

5 持ち物

- (1) 学校生活に必要な物は持ってこない。(スマートフォンなど)
- (2) 日焼け止め、ハンドクリーム、汗ふきシート、リップクリームは無香料・無色のみ。使用してよいが、ゴミは自分で持ち帰ること。ただし、スプレータイプのものは不可とする。

6 飲食

- (1) 給食のない日の弁当は、家から持参する。
- (2) 飲み物は、水筒に入れて年間を通して持参可。中身はスポーツドリンク、お茶類とする。
- (3) ペットボトルの持ち込みを許可する。ペットボトルホルダーに入れるか、氏名を記入すること。ゴミは自宅に持ち帰る。
- (4) 登下校中の飲食は禁止。ただし、熱中症対策を防ぐために飲み物を飲む場合は、安全な場所に立ち止まる。

7 自転車通学

- (1) 自転車通学区域に該当し保険に加入した生徒のみ、自転車通学を許可する。
- (2) 年度当初に自転車点検を受け、認められた自転車には『自転車通学許可証(シール)』を貼りつける。貼付されていない自転車での通学を禁止する。(必ず自転車保険に加入する)
- (3) 乗用時は、必ずヘルメットを着用する。また、ヘルメットのストラップは頭部保護のため必ず締める。ヘルメットの管理は、紛失しないよう自己責任で保管する。
- (4) ヘルメットの色彩・形状は保護者の判断により決定する。
- (5) レインウェアを着用する際は、雨天時や夕暮れ時にも目立つ色のものを着用する。
- (6) 自転車は、各学年指定の駐輪場所に置く。その際、防犯上必ず鍵をかけ、自身で紛失しないよう保管する。二重ロックが望ましい。
- (7) ヘルメットを被らない、並列走行、傘さし運転、2人乗り、無灯火、交通法規違反などはしない。
- (8) 通学する自転車の種類に関しては、前かごまたは後ろの荷台付、ハンドル・サドルの高さ、ライト、ブレーキ等、整備・調整の十分行き届いた「普通自転車」とする。ただし、ロードバイク、ドロップハンドルやタイヤ幅の細いものは、安全面等を考慮して禁止とする。
- (9) 上記の内容を守れない場合は、自転車通学の停止または自転車通学を禁止とする。

8 登下校時刻

(1) 登校時刻

- ①原則として、一般生徒は7時45分から8時15分とする。
- ②朝練習は顧問がついている場合7時30分から活動可。終了時刻は8時05分とし、8時20分の教室入室には遅れないこと。
- ③8時25分に着席。チャイムが鳴った時点で朝清掃の服装になって着席していない場合は、遅刻とする。

(2) 下校時刻 ※ () は6時間授業実施日

A : 3月～新人戦終了 B : 新人戦終了翌週～10月
C : 11月～1月までの期間 D : 2月

※大会1週間前は、顧問の申請により活動延長が30分認められる。

※定期テスト7日前からテスト当日までを活動停止期間とする。ただし、大会がテスト期間と重なる場合は顧問の事前の申し出により活動ができる。

	活動時間	活動終了時刻	完全下校時刻
A	15:00 (16:00) から 17:45	17:45	18:00
B	15:00 (16:00) から 17:15	17:15	17:30
C	15:00 (16:00) から 16:45	16:45	17:00
D	15:00 (16:00) から 17:15	17:15	17:30

9 欠席の連絡

病気などで学校を休むときは、下のいずれかの方法で保護者が連絡する。

○7時30分から8時00分の間に、forms で連絡する。

○8時00分から8時15分の間に、電話で連絡する。

(TEL 852-3554)

10 その他の確認事項

- ・他のクラスへの出入りを慎み、ベランダに出ない。
- ・学校には、不要なお金を持ってこない。特別に必要な場合は担任等に預ける。
- ・時間を意識して生活をする。
- ・無断で学校外に出ない。